

海帰事業請負約款

かごしま平川海の駅(以下弊社)と海洋散骨申込者(以下申込者)はこの約款の定める所により請負契約を結びます。約款に定めのない事項については、法令または慣習によります。

1. 目的

弊社の行う海洋散骨は、故人の意志やご遺族の希望に基づき、遺骨をパウダー状にして海に返すことを目的とします。その実施に際しては、葬送の祭祀として相当の方法と節度をもっておこなうものとします。

2. 申込

(1)自身の散骨を希望する方が申し込む場合(生前予約)

原則、本人の自署捺印および次の親族の同意が必要となります。

イ)第一順位:配偶者 ロ)第二順位:申込者の子供(申込時に成人であること)

ハ)第三順位:配偶者と子供がいない場合は、父母若しくは兄弟姉妹

ニ)前項のハ)に該当するものがない場合は、第3親等以内の親族

(2)家族の散骨を希望する方が申し込む場合

イ)第一順位:配偶者 ロ)第二順位:申込者の子供(申込時に成人であること)

ハ)第三順位:配偶者と子供がいない場合は、父母若しくは兄弟姉妹

ニ)前項のハ)に該当するものがない場合は、第3親等以内の親族

(3)添付書類

イ)火葬許可証(埋葬許可証)のコピー ※既に埋葬されている場合は改葬許可証

ロ)お申し込み者様の身元証明書、健康保険証、運転免許証、住民票、戸籍謄本のいずれかのコピー

3. 遺骨のパウダー化(粉骨)

遺骨は2リ以下の粒子状に粉骨処理をする必要があります。別途ご相談下さい(別途料金がかかります)。尚、粉骨お申込みで弊社に粉骨を依頼され、ご遺骨が届いていた場合、弊社で粉骨いたしますので、散骨キャンセル後のご遺骨の返却はパウダー状に加工されたものをお返しさせていただきます。

4. 散骨の日時

弊社と申込者が相談の上で決定します。天候等により延期となる場合がありますので予備日も含め決定します。(実施当日の天候急変時も同様です)

5. 散骨場所

錦江湾内とし、漁場、養魚場、釣場、海上交通の要所以外の場所とします。ある程度場所の指定は可能です。移動手段は船とします。1週間から10日で散骨証明書を郵送いたします。

6. 式次第

散骨、お花入れ、黙祷、周旋、号鐘を標準とします。音楽その他についてはご相談ください。(実施当日の天候状態により式次第を簡略化することもあります)

7. 料金・支払い

料金は、別紙に定めます。お申込者は別紙に定めた金額をお申込み後15日以内にお支払い頂きます(但し生前予約については別途定めます)。本契約後、お客様の都合でキャンセルされた場合、散骨費用総額に対し以下のキャンセル料をお支払頂きます。(ご入金確認後正式予約となります)

取消日/10日前(30%)、10日~4日前(50%)、3日~前日(70%)、散骨当日(100%)

8. 契約変更及び解除

散骨申込者は、本契約を解除する場合は前項のキャンセル料を負担して解除できます。また、一部変更による費用が発生した場合は申込者の負担となります。但し、ご遺骨お預かり後の契約解除は原則的にできないものとします。

9. 天候不良等による延期

弊社は天候不良又は交通機関の乱れ等により海洋散骨の遂行が困難になった場合、出航を見合わせる場合があります。その場合、予定を延期して後日あらためて実施します。

10. 費用の充当及び払い戻し

延期の場合、申込費用は次回実施日に充当します。但し、次回実施日に関する参加者の現地までの交通費などは自己負担とさせていただきます。

11. 生前予約

(1)生前のご予約は散骨費用の全額をお申込み後15日以内に前払いしていただきます。但し、費用総額の30%を生前予約金としますが、散骨実施の場合は予約金は総費用に充当します。

(2)生前予約のキャンセルの場合、前払金の中の30%(生前予約金)を差引きご精算します。

12. 代金のお支払い

代金のお支払い等については原則前払いとします。但し、具体的お支払いについてはご相談に応じます。

13. 免責事項

天変地異や戦乱等、弊社の責めによらない事由による遺骨等の破損・紛失及び航行中の事故が生じた場合、弊社はその責任を負わないものとします。また、弊社(乗員等)から安全上の注意事項を厳守されない方が事故等を起こされた場合、弊社は責任を負いかねます。

14. ご葬儀のご紹介

弊社でご葬儀を承ることはできませんが、葬儀社のご紹介はさせていただきます。